

専任主任技術者の兼任要件特例措置 イメージ

■措置内容

- ・災害復旧工事を含む場合、工事3件を兼任可能（2件 ⇒ 3件へ緩和）
- ・兼任しようとする工事が唐津市内であること
（工事現場の相互間隔が10km程度 ⇒ 唐津市内）



【①②③の兼任】

災害復旧工事が含まれており、かつ、唐津市内であるためすべて兼任可能。

【①③④の兼任】

災害復旧工事が含まれているが、④は唐津市外であるため兼任不可。

①③の兼任は可能。

【①②の兼任】

①と②が10km程度の近接した場所にあり、一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事の場合に限り兼任可能。

【②④の兼任】

④は唐津市外であるため、兼任不可。